

# 大分縣地方史

第63号

---

## 目 次

### 論 説

- 百姓代の成立とその変遷（下）……………渡 部 哲 治… 1  
——豊後国日田郡鎌手村の場合——  
太閤検地における村位別石盛り制の研究(五)  
……………佐 藤 満 洋…11

### 報 告

- 蒲江浦の民俗……………染 矢 多喜男…31  
竹と建築一大分県の竹史……………安 部 嶽…74

### 学 会 動 向

- 地方史研究協議会大会参加記……………野 口 喜久雄…88  
新刊紹介……………91  
地方史ニュース・ダイジェスト……………95  
編集後記……………99
- 

昭和47年1月

大分県地方史研究会

## 大分県地方史研究会規約

### 第六十二号内容

#### 論 説

大友宗麟のヤソ会総長宛て書状の  
真偽について…………渡辺澄夫  
百姓代の成立とその変遷(上)…………渡部哲治  
太閤検地における村別石盛り制  
の研究(四)…………佐藤満洋

#### 史 料

文禄二年豊後国大分郡高城村・中  
村検地帳…………野口喜久雄

#### 報 告

田北氏と先祖供養…………田北暢舟

#### 隨 想

豊後大島隨想…………羽柴弘

#### 新刊紹介

#### 投稿規定

#### 会 報

#### 編集後記

この会は大分県地方史研究会といふ。  
この会は事務所を当分の間、大分市且野原大分大学教育  
学部国史研究室内におく。  
この会は県内各地の地方史研究者、研究団体及び中央学  
会並びに他都道府県の同種学会との連絡を密にして、日本  
学の基礎たる地方史の研究を推進する事を目的とする。  
この会は前項の目的を達成するため、左の事業を行なう。  
この会は他の会の文化財の調査演会、地方史の発行等の開催  
事員とその文化財の目的達成に必要な事業  
がでできる。尚この外に会員をおく。  
この会は毎年一回会員総会を開く。但し、必要に応じ臨  
時総会を開く事ができる。  
この会は、若干名(各都市代表一名宛を含む。)  
委員会員二名  
若干名  
委員会員中から総会において選出する。委員の任期は  
一年とし、再任をさまたげない。委員会は互選により委員長  
を委嘱により、委員会の旨をうけて一般事務処理に當  
る。  
会長は総会、顧問は委員会で推薦して総会の承認を求  
める。  
監事は総会によって会員より選出され、会計監査に當  
る。その任期は二年とする。  
この会の年額の経費は、会費及び寄附金等によってまかぬ。  
規約は年額とする。  
規約は総会の決議によってのみなされる。